

2008年2月29日

道路特定財源制度改革関連3法案について

民主党

以下の3法案を道路特定財源制度改革関連法案として、参議院に提出する。

1. 道路特定財源制度改革法案

(揮発油等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案)

道路特定財源制度改革に関する民主党の考えを網羅的にまとめたものであり、以下の3本柱からなる。

①道路特定財源制度に係わる暫定税率(国税、地方税)を延長しない

道路特定財源に係わる暫定税率は、いずれも3月31日(自動車重量税は4月30日)に期限切れを迎え、新たな増税措置を取らない限り、本則税率に戻るため、新たな立法措置は必要としない。

しかし、民主党として、その延長を行わないことを明らかにするため、訓示規定として「期限を延長する措置は講じない」旨の規定を設ける。

②道路特定財源の一般財源化

以下の道路特定財源制度の根拠となる規定を削除することによって、その税収を道路整備費用以外にも充当できる「一般財源」とする。

- ・揮発油税、石油ガス税(国税) …道路整備財源特例法第3条
- ・地方道路税(国税) …地方道路税法第1条等
- なお地方道路税は、一般財源化に伴い、名称を「地方揮発油税」に改める。
- ・自動車取得税(地方税) …地方税法第699条等
- ・軽油引取税(地方税) …地方税法第700条

*自動車重量税(国税)については、運用により「特定財源」として扱われており、法改正を行わなくとも一般財源化することができる。

+石油ガス譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税についても、上記同様、税収の用途を限定する条文を改正し、一般財源とする。

なお、合わせて「地方道路整備臨時交付金」の交付額を維持するため、「揮発油税の収入額の4分の1」の規定を「2分の1」に改める改正を行う。

③国直轄事業の地方負担金廃止

国が地方から負担金を受け入れる根拠規定となっている特別会計の歳入規定を改正すると共に、地方負担を規定する各事業法から地方負担の規定を削除する。

対象となる事業法は、道路法、河川法、港湾法等 31 法律である。

以上の他、国直轄事業負担金の廃止による負担軽減が主として都道府県が中心になることから、都道府県が自らの負担軽減状況を踏まえ、域内市町村の道路整備事業の円滑化のために「適切な配慮」を行う旨の規定を設けている。

【税法の改正に関する考え方】

民主党は、今年の参議院選挙直後から、「税法改正案は、全てを一体として提出するのではなく、性格に応じて分割して提出すべきである」と繰り返し求めてきたが、政府・与党はこれを受け入れず、所得税法等改正案と租税特別措置法改正案を一本として提出した。

税制は政治の要諦であり、また現下の厳しい財政状況、年金等の社会保障財源の安定的確保そして今年度税制改正には道路特定財源という我が国の資源配分の根幹である重要な課題を含むことを考えれば、国会における税制の議論は、予算委員会の隙間でわずか2、3日の審議で終わらせるという安易な取り組みではなく、我が国の将来のあり方を見据えた慎重かつ十分な審議が必要である。

よって、民主党は、年度内に成立しなければ国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な事項については、これは速やかに審議・議決を行う一方で、その他の税制改正については十分な審議を行うことが可能な形で法案を提出する。これによって、国民生活等の混乱を回避しつつ、将来を見据えた十分な審議を国会で行うことが可能となるものとする。

2. 所得税法等一部改正案（非日切れ法案）

今年の税制改正の課題の中から、年度内に成立しないことが国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な事項（下記「3. 租税特別措置法 改正案」参照）を除いたもの。所得税法、法人税法、相続税法等の改正及び租税特別措置の内、研究開発税制、情報基盤強化税制、中小企業関係税制等を内容とする。

3. 租税特別措置法改正案（日切れ法案）

今年度末に期限を迎える租税特別措置の内、年度内に成立しないことが国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な事項（純粹に日切れの性格を有するもの）のみを内容とする。具体的には以下の7項目となる。

- 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税
- 外国金融機関等の債券現先取引に係わる利子の課税の特例
- 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減等
- 入国者が輸入するウイスキー等に係わる酒税の税率の特例
- 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例
- 特定の用途に供される揮発油に係わる揮発油税及び地方道路税の免税
- 特定の輸入石油製品等に係わる石油石炭税の特例

なお、上記の「2. 所得税法等一部改正案（非日切れ法案）」「3. 租税特別措置法改正案（日切れ法案）」いずれにも道路特定財源関係の暫定税率の延長措置を盛り込んでいない。

暫定税率は3月31日に法律上の期限を迎えるものであり（自動車重量税は4月30日）、その延長措置を講じていないことから、税率は本則に戻るものとなる。

以上